

安全ニュース

No.14 令和 7年 1月
公益社団法人
清瀬市シルバー人材センター
安全管理委員会

令和6年11月1日道路交通法の改正 罰則強化

令和6年11月1日より自転車も道路交通法の罰則が適用されます。



自転車運転中の携帯電話使用等に起因する交通事故が増加傾向であること及び自転車を酒気帯び状態で運転した際の交通事故が死亡・重傷事故となる場合が高いことから、交通事故を抑止するため新しく罰則が整備されました。

①ながらスマホの禁止

運転中のながらスマホ
スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。ただし、停止中の操作は対象外です。

違反者
6月以下の懲役または10万円以下の罰金
交通の危機を生じさせた場合
1年以下の懲役または10万円以下の罰金



②飲酒運転の禁止

酒気帯び運転及び幫助（ほうじょ）
自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者
3年以下の懲役または50万円以下の罰金
自転車の提供者
3年以下の懲役または50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者
2年以下の懲役または30万円以下の罰金



令和6年度シルバー会員体力測定会の開催

令和6年11月29日(金)14:00～15:00 けやきホールにてシルバー会員体力測定会が開催され、総勢 25 名の方が体力測定を実施されました。

・握力測定



・通常、最大歩行



・開眼片足立ち



・椅子立ち座り



各班に分かれ測定がスタート。上記の測定を行いました。項目毎に和やかな雰囲気の中で、楽しく測定して頂きました。測定終了後は、平均値とご自分の数値の比較をし、現状の体力を確認して頂きました。今回参加できなかった会員の方、来年は是非ご参加頂き、一緒に測定いたしましょう！